

國學院大學學術情報リポジトリ

The Relationship Between the Religious Centers and the Communities Within the Shoen (Manors in Medieval Japan) in the Muromachi Period

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Kubota, Ryoko メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000684

室町期莊園における寺社と地下

— 若狭国太良莊の事例から

窪田涼子

はじめに

本稿は、室町期の莊園内に存在する寺社と莊園との関係性について考察することを目的とする。

莊園と寺社という観点でのこれまでの研究について、刈米一志は莊園史研究ではイデオロギー研究が強固な論理基盤を形成してきたことを批判し、地域社会の中核である在地寺社の莊園制的編制を踏まえ、寺社の存在形態に視点を据え莊園制の内部における宗教構造研究を進めることの重要性を指摘した^②。また

榎原雅治により、政治的支配関係や本末関係だけでは理解できない地域社会の秩序形成・維持には在地の仏神が深く関与していることも明らかにされてきた^③。また坂本亮太により莊鎮守・莊祈願寺と在地寺社をつなぐ社頭聖の機能が明らかにされるなど、莊園制と寺社に関する研究は進展してきているが、いずれも莊園ないし莊園制を前提とする議論であった^④。

筆者はこれまで民衆が日々の生活を営む社会をフィールドとして、寺社を紐帯としてつながる社会関係を視点をあて自律する在地社会を考えてきた^⑤。在地寺社の役割を社会秩序の形成と維持の機能と位置づけ、領主や百姓などの様々な社会集団が交

差する場であるとし、そこに勸進奉加などにより財が蓄積され、利殖されて寄合の酒飯や修造費用などに使用されたことを明らかにしてきた。しかしそれは一方では荘園制の外皮の内側に展開する在地寺社と社会に視点をあてたとも言い換えることができ、荘園領主や守護などの関与については等閑視してきたとも言える。そこで本稿では室町期の太良荘で起きた禰宜職をめぐる一件をとりあげ、この小さな出来事から見える室町期荘園における寺社と荘園との関係の実態がどのようであったのかを見ていきたい。なお今回扱う史料では、東寺や守護に対して申状や目安を提出する際の差し出しの主体は「太良荘御百姓等」となっているが、同時に自らを「地下」とも称していることから、行論のなかでは「地下」を使用することとしたい。

第一章 太良荘の寺社

若狭国遠敷郡に位置する太良荘は、研究史上最も著名な荘園とあってよく、周知のことではあるが簡単にその支配の変遷を記す^⑥。平安末期に国衙領・太良保として成立、開発領主の子孫とされる出羽房雲巖の比叡山における師・凱雲が太良に薬師堂を建立し、無主の荒野を開発、一町五段の田地が薬師堂馬上免

として認められた。その後、歓喜寿院を本家とする太良荘となるが、承久の乱後に国衙領太良保に転倒、公文職・馬上免等は地頭の支配下に入る。太良保は延応元年（一二三九）に歓喜寿院に返還され再び太良荘となり東寺に寄進され、東寺供僧領太良荘となった。ついで正安四年（一三〇二）、得宗家が地頭職を獲得したが、建武政権成立後、後醍醐天皇が太良荘地頭職を供料として寄進したことで東寺の一円支配下が実現した。応安四年（一三七二）以降は、守護一色氏が行った半済が体制化し、永享一二年（一四四〇）には武田氏が守護となり現地支配が一層浸透、応仁の乱のなかで東寺の支配は事実上消滅し、その後は武田氏被官の山縣氏の支配が天正一六年（一五八八）の太閤検地まで継続した。

つぎに太良荘内に存在した主な寺社についての概要を述べる。**薬師堂**^⑦ 造立の経緯が明らかなのが薬師堂である。先述の通り、比叡山の僧凱雲は太良に薬師堂を建立し、開発地が一町五反の馬上免として認められた^⑧。凱雲は比叡山住侶刑部法橋を継承者としたが、相論に勝利した雲巖が薬師堂免田を獲得し、承元二年（一二〇九）、雲巖は稲葉時国を養子とし「末武名并薬師堂免・凱雲所従等」を譲渡した^⑨。寺領は「末代修理」のため「傍庄傍郷之^⑩島等」を買い取るなどした島七町一段を加えた馬上免（国

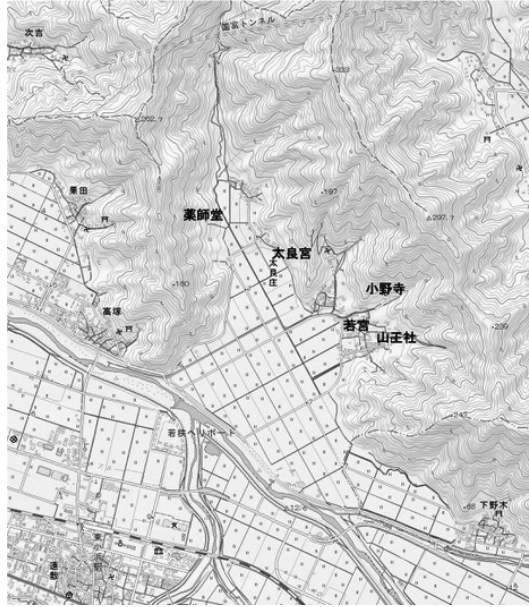


図 太良荘の寺社（電子地形図25000を加工して作成）

司の検注を受けない土地⁽¹⁾と、建保五年（一二一七）の検注により除田とされた寺用田一町二段があり、この寺用田は、修正会・修二月会料田として三段、僧供料田として一段、神田一段、修理田一段、供僧三口供田六段（各二段）に充てたとされる⁽²⁾。本尊は「霊木薬師」で両界曼荼羅を安置し、本堂のほか「四方

之大垣大門并食堂等」を構え、天台系の顕密寺院として修正会、修二会、六齋之講筵、二季に百二十座仁王經講読などが営まれた⁽³⁾。文永（正安頃）の史料にも預所得分として「御堂」、正月・二月「行餅三十六枚」が下行されるとある。

次に、薬師堂の别当職についてみたい。文保三年（一二一九）、得宗支配下の太良荘において、石見房覚秀に薬師堂（内御堂）别当職が宛行われた⁽⁴⁾。

史料 1

宛行 太良保内御堂别当職事

石見房覚秀

右别当職者、云覚任房、云伊賀房、乍望補彼職、一向依不加修理、及破壊顛倒之間、被召放之、而覚秀所補任也、早致修造功、勤行寺役以下、任先例無懈怠可被勤仕之状如件、

文保三年二月廿六日 在判

この史料からは、覚秀以前の别当職が覚任房、伊賀房であったこと、この二人の别当はいずれも薬師堂の修理を条件として自ら别当職を望みながら、結局修理を怠り破壊顛倒したため别当職を召し放たれたこと、後をうけた石見房覚秀は一刻も早い薬師堂修造を条件として、别当職を宛行われたことなどがわかる。

覚任房についての詳細は不明だが、伊賀房については次のことがわかっている⁽¹⁸⁾。伊賀房嚴円は正応四年(一二九一)に時沢名主職を得、これは国衙による荘の顛倒により一旦罷免されるが、乾元二年(一三〇三)には「公文嚴円」として名が見られる⁽²⁰⁾。しかしながらその後時沢名主職を失い、この史料¹が出された文保三年四月四日には時沢名主主職は嚴円の甥が補任されている⁽²²⁾。

また史料¹で別当職を宛行われた石見房覚秀については網野善彦が次の様な属性を明らかにしている⁽²³⁾。網野によれば石見房は母子ともに小浜の住人で、熊野の僧として「熊野御初尾物」「熊野上分物」を運用するなど金融を業とし、年貢銭の立て替へと引き換えに太良莊助国半名一町二反半を手に入れ、その後助国名主に補任され、給主代にまでのぼりつめる等、太良莊に深く食い込むようになる。このような覚秀は、薬師堂の修造を請け負った三年後の元亨二年(一二三二)、薬師堂の修造を終え、「修造之功」により改めて正式に薬師堂別当職の補任状を与えられ、さらに新制下の建武元年(一三三四)にも改めて自分には薬師堂の「作治之興行」を成し遂げる「機量」がある上、薬師堂の管理運営実績も有していることを訴え、同年三月に薬師堂別当職と供僧一口の補任状を得ている⁽²⁵⁾。そして、康安元年

(一三六一)年までの間に太良宮禰宜職にも補任され、貞治五年(一三六六)に弟子の道祖法師丸(讃岐房祐秀)に「覚秀相伝所帯」である御堂別当職并供僧職を譲っている⁽²⁶⁾。薬師堂の修造を請け負って以来、覚秀は実に五〇年近く薬師堂別当の任にあった。その後は、永享四年(一四三三)に土全という僧が内御堂別当職・内御堂供僧職に補任されていることが知られる⁽²⁷⁾。

内御堂供僧職についてはまた、貞治元年(一三六二)に公文となった弁祐、および公文職を継承した子の政信が応永三〇年(一四二三)、同三二年に相次いで死去した際に、元代官だった朝賢(下野)がその跡職を請願したことに異議を唱える百姓や当代官乾嘉の申状が残るが、それによれば、弁祐父子が有していたのは公文職と勸心名四文の一、および内御堂供僧職であった。その供僧職は「別人ニ売渡」たもので、売買にあたっては関係書類等も整えた正統なものであり、内御堂の勤行なども懈怠なく行っていることが述べられている。

以上見てきたように、薬師堂は南北朝期以降荒廃し「及破壊顛倒」という事態になっていたところ、金融を業とする熊野の僧・石見房覚秀により堂の修造と運営が行われるようになった。このとき薬師堂別当としての必須条件は堂の修造を行い得ることであり、その実力により覚秀は五〇年近くも別当の地位に

あつたとみられる。また三口の供僧職については別当職と太良宮禰宜職とのセットで覚秀の弟子筋に継承され、いまひとつは太良莊公文職とセットで弁祐の系譜に相伝されたことが知られる。弁祐はその供僧職をセットから切り離し「別人ニ売渡」ているが、その際の「証文并借状五通」があるところから、借錢の為に供僧職を売り渡したとみられる。供僧職の勤めは「内御堂之勤行等」とあるがそれを勤める事を条件として、供僧職が売買対象となつていたことがわかる。

太良宮³⁵ 「延喜式」神名帳の遠敷郡丹生神社に比定され、若狭彦神社の遠敷明神を勧請したと伝え、一宮との呼称からも莊鎮守かと思われる³⁶。先に見た石見房覚秀は薬師堂別当・同供僧職と同時に太良宮禰宜職をも補任されていたが、その覚秀が孫弟子に譲り与えたのは内御堂別当職と供僧職のみであった。その後永享四年（一四三二）にはさきにみたように土全が内御堂別当職・内御堂供僧職とともに「当庄宮禰宜職」を補任されている。この「当庄宮」は太良宮のことと思われる。遡って建長六年（一二五四）の検注における状況は、実検取帳では神田として三所計四段一〇歩が書き上げられるが、実検取帳目録の除田に記される際には神田は慣行に従い三段とされている³⁷。天文二〇年（一五五二）の本所方惣百姓指出では三月三日の御神事

にあたっては「きやう（饗）」と酒を百姓が上納する事が決められていた。

小野寺³⁷ 日置山小野寺。「若狭郡志」によれば、山号は日置山で養老年間の開基といわれ、「寺僧真言宗而兼山王社事」とあるように山王社（十禅師）の別当寺である。建長六年実検取帳には「一所一段六十歩 小野寺馬上免」、目録には免田一段が認められている。また延宝八年（一六八〇）当時の住持覚雄が記するところでは、行基の開基とされ本尊は薬師如来で、御影堂、法花堂などのほか六つの坊を構えたという。応永二八年（一四二一）には本堂上葺の葺き替えに二貫文が下行され、また御影堂は永享一〇年（一四三八）に修理がなされたとみえ、永享一〇年分の年貢算用状除分に「太良御大師御影堂造宮御奉加」として六六四文が計上されている³⁸。また同年には「侍従公」が御影堂別当職に補任されている。その補任状によれば、御影堂は田二段、畠二段の寄進地を有し、「両別当相伴可被勤」とあるように二名の別当がおり、侍従公は「一方別当」として寄進地の半分を補任されていることが知られる。宝徳元年（一四四九）、二年の東寺修造料足の奉加にあたっては七名の僧が奉加している³⁹。また康安二年（一三六二）、下総房朝賢石見坊覚秀の近親である祖法師丸は下総房朝賢に代わり別当に補

任されていることも知られる。⁽⁴³⁾

十禪師⁽⁴⁴⁾ 現、日枝神社。室町期以前は十禪師、以後は山王と称され、「太良庄山王大権現宮縁由記」によれば、祭神は天津彦彦火瓊瓊杵尊であるという。『若狭郡県志』⁽⁴⁷⁾には「所祭之神與日吉十禪師同」とあるが、山本によれば、当社には古来の祭神があったが、天福・嘉禎の日吉神人の活動時期に日吉社が勧請されたと考えられるという。建長六年実検取帳に「一所 一段 六十歩 十禪師 太良」とあるが、目録に十禪師の記載はなく、正安四年（一一三〇二）地頭方実検取帳案にも記載はない。「太良庄山王大権現宮縁由記」には、貞観二年（八六〇）、寛仁二年（一〇一八）、文永元年（一一六四）、永享一〇年（一四三八）、慶長九年（一六〇四）に再建されたとの記録がある。

若宮 日枝神社に「八幡宮 若州遠敷郡太良庄谷村 応永三十四丁未年八月十五日作立 大願主鳴滝村之道性 大工遠敷中村之左近充」との棟札が残る。林によれば、『若州管内社寺由緒記』に八幡宮と記し太良荘二ノ宮とあることから、若宮は若宮八幡宮であり、山王の撰社ではないかとしている。⁽⁴⁸⁾ 天文二〇年（一五五二）の本所方惣百姓指出案では、三月三日の御（神事にあたっては「きやう（饗）」と酒を百姓が上納する事が決められていた。

以上、本章では太良荘の寺社について概観してきた。このようにみると造立の経緯や規模、運営の主体や領主との関係性など、太良荘内に存在した寺社は当然の如くひとしなみではないことが理解できる。次章ではこれらのうち十禪師（山王）に焦点をあて、更に考えてみたい。

第二章 山王社禰宜職一件

本章では室町期におこった山王社の禰宜職をめぐる一件を見ていきたい。この一件についてはすでに井ヶ田良治が守護による半済のもとでの荘園の実態について言及する中で取り上げ、半済下の荘園であっても現地の百姓は山王社を紐帯とした日常的な共同生活を営んでいたことを指摘する。また山本隆志も本章で扱う史料②の検討から、山王（十禪師）は惣百姓に支えられ、百姓結集の場となっていたとする。筆者も井ヶ田、山本の指摘には首肯するものではあるが、荘園内の寺社と「地下」の関係を考えるために今一度、この一件を詳しく検討していきたい。

1. 山王禰宜職一件

まずは史料2として次の申状をみたい。なお分析の必要上、内容に従い文書に①～⑨の番号を付した。

史料2

〔進上封紙書〕東寺御政所殿参人々御中 太良庄御百姓等上

畏申上候、

抑山王禰宜職之事、①本禰宜藤大夫計会より候て、先年永徳庵江拾貫文ニ永代売渡候処ニ、②永徳庵数年被拘候へ共、山林をハ切取候て、無修理より候て、既ニ仮屋つふれ候て、地下之出仕候間、③其子細を御代官様へ申候へハ、さやうニふさた候ハ、召放、為地下造営仕候へと被仰候間、任御成敗取放候て、三年之間ニ作立申候、④如此は仕候へ共、末代取放申候へハ、不便ニ存候、棟上之祝ニ五貫余可入候へ共、三貫文御出候へ、相残分は為地下取合、番匠方の祝を仕候て、御宮をハ如元、可返申由、申候へ共、さやうの了簡もなく候間、ともかくも地下之計たるへき由、被申候、⑤又地下にも無了簡候間、彼売券を取返候て、為地下当禰宜方へ五貫文ニ売候て、棟之祝を仕候、⑥さ候間、永徳庵先師しはらく存生候しか共、売券を被出候上は、是非を不被申候、⑦見尊房と申候弟子被居候へ共、結句今は先師之跡をさへ被拘候ハて、他所他郷へ被越候て、かやうの御沙

汰を被申候、曲事候、一方ならぬ御宮事にて候間、此子細申上候、⑧自逸見殿・黒法師殿被仰下候て、御尋候間、以目安申上候、⑨重而被仰下候子細は、本銭十貫文返候へと、被仰候へ共、さやうニ仕候はんする子細にても候ハす候間、重而以目安申上候、二通ながら案文を写候て、進上仕候、対決をさせられ候へと申上候へ共、それも入ましく候、只本銭を返候へと、被仰下候、いか、あるへく候哉、被御心得分候て、可預御披露候、委細は目安の面ニ見候、恐惶謹言、

九月 日

太良庄御百姓等上

進上 東寺御政所殿参人々御中

次に申状に登場する人物を整理したい。(i)～(vi)は史料2の傍線部 i)～vi)と対応)

i) 藤大夫 藤大夫は一四世紀に藤大夫時友、藤大夫時末など時沢名主を相伝してきた家で継承されており、他にも藤三郎、藤太郎など「藤」を通字としていることが知られる。暦応四年(一三四一)頃には十禅師宮禰宜として時末(藤大夫)、建武二年(一三三五)には十禅師禰宜として藤二郎が確認できる。このことから網野も指摘するように、禰宜職を売却した藤大夫も時沢名主職を相伝する家と関わりがあることが推定できる。また、康正二年(一四五六)には、藤大夫が末武名を売却

している史料も残る。⁶⁵⁾

ii 永徳庵 藤大夫から禰宜職を買得した永徳庵は、正長二年太良莊地頭方田数并百姓名寄帳⁶⁶⁾において散田分一段を耕作していることから、太良莊の寺庵とみられる。史料 2⁶⁶⁾に「永徳庵先師しはらく存生候しか共」とあり、しばらくして死去したことから当時既に老僧であったらしい。

iii 御代官様 「御代官様」については、次節で述べる関係史料「一番之目安」に「本所半済の御代官さま」とある。先述のとおり太良莊は応安四年（一三七一）以降、守護による半済が体制化しており、本所ⁱⁱ東寺方、半済ⁱⁱ守護方にそれぞれ代官がいる体制であったことから、本所方・半済方両方の代官のことと考えられる。本所方代官については応永二〇年（一四一三）からは乾嘉、応永三四年（一四二七）からは榮賢、正長二年（一四二九）から永享一年（一四三九）までは快光、永享二年から宝徳二年（一四五〇）までは岡弘経の名が知られる。また半済方については、まずこの時期の若狭守護についてみると、藤大夫が禰宜職を売却した応永二八年（一四二二）は一色氏であるが、その後永享一二年（一四四〇）には武田氏に替わっており、後述の経過の通り、この「半済の御代官」は守護武田氏の太良莊半済分給人山縣氏の代官・山内入道中權（在庄）の可能性があ

る。⁶⁶⁾

iv 見尊房 見尊房は永徳庵先師の弟子と称して永徳庵の跡を継承したが、「他所他郷」に居り、太良莊へは居住していない。守護方を通して地下に対して一〇貫文を要求している。

v 逸見殿 守護武田氏の血縁として高い地位にあったという。黒崎大夫によれば逸見氏の史料上の初見は康正二年（一四五六）七月二日逸見彈正忠繁経・栗屋越中守繁誠連署状で、嘉吉ⁱⁱ応仁頃の駿河守真正は武田信賢の在京奉行人であり、文安元年には守護代であったとされる。⁶⁷⁾

vi 黒法師殿 守護武田氏近臣であり、太良莊半済給人の山縣氏とされる。寛正四年（一四六三）一月三日の武田信賢奉行人連署奉書⁶⁸⁾の宛名に「山縣 黒法師殿」とあり以降名前が出るようになるという。⁶⁷⁾

以上によりこの一件は、太良莊の山王社禰宜職の跡職をめぐっての太良莊地下の判断・処置を不服とする見尊房が、守護武田氏の側へ、地下の不当を訴え一〇貫文の返還を求めていると推定できる。その訴えを受けた守護武田氏の奉行である逸見氏・山縣黒法師が、太良莊地下に二度問状を出し、地下がそれに対して二度目安を捧げ説明を行った。そして地下は領主東寺へ、この事態を説明するために申状（史料 2）を認め東寺政所

へ上申した。以上が全体の骨格である。

2. 訴訟の概要

つぎにこの訴訟内容の概要をみたい。申状（史料2）^⑨波線部に「重而以目安申上候、二通ながら案文を写候て、進上仕候」とあるように、地下はこの東寺への申状に、守護側に提出した二通の目安の写しを添付したことがわかる。この添付された二通の目安写しは、東寺百合文書のなかに「一番之目安」・「二番之目安」^⑩として残されている。京都府立京都学・歴史館および東京大学史料編纂所が提供している東寺百合文書の史料写真・書誌情報^⑪を確認すると、申状の番号は二函三三九、「一番之目安」は八函三八三、「二番之目安」は八函三八四と、連券ではなくそれぞれ単独の文書として一通ずつに番号が付されており、それぞれの法量などからも申状に付属した封紙に三通の文書が封入されて東寺に上申されたであろうことが推定できる。

また、この三通はいずれも年未詳であるが、前節で見たように、守護方の逸見殿の史料上の初見は康正二年（一四五六）とされ、また黒法師殿は寛正四年（一四六三）以降に名が見られることから、この一件は寛正以降の訴訟であると推定される。二通の目安の日付はいずれも七月であることから、六月ごろに

守護側から地下への問状が出され、それに対して地下が一番之目安を捧げ、それに対してすぐさま二回目の問状が出され、地下が直ちに二番之目安を捧げたという経過が考えられる。そしてそのような状況の報告と、守護側から地下への指示（史料2 二重傍線「只本銭を返候へ」）への対応を伺うため、領主である東寺に対して上申されたのが九月付の申状ということになる。

3. 事態の経緯

つぎに、訴訟に至った事件の経緯をみたい。経緯の復原にあたっては申状（史料2）の記述を基本として検討する。但し申状と二通の目安写しは、記されている内容に重複部分と重複しない部分があり、経緯全体を復原するには三点を横断して検討する必要があるため、重複しない記述については適宜目安を引用し参考とした（行論中、「一番之目安」は「目安1」、「二番之目安」は「目安2」と略記する。また丸数字は史料2と対応する）。

①藤大夫が困窮のため所持する山王社禰宜職を永徳庵に一〇貫文にて売却したのは、応永二八年（一四二一）のことであると「永徳庵買徳被召候ハ、応永廿八年にて候 目安2」。

②その後二〇年ほど永徳庵が山林を切り荒らすばかりで管理をせず、そのため山王の仮屋が潰れてしまい地下の出仕ができない状態であった。

③そこで地下は嘉吉三年（一四四三）に永徳庵に対して仮屋の造営をするよう催促をした「御造営之催促申候は、嘉吉三年にて候、其間廿余年御知行候へ共、連々修理を不被召候間、既^ニ仮屋つふれ候て、一兩年地下の出仕止候 目安²」。そのような状況を御代官様に申し上げた結果「本所半済の御代官さまへ其子細を申上候へハ 目安¹」、仮屋の造営をしないという理由により永徳庵からの禰宜職召し放ちがなされた。その後、地下が三年、一二貫文余をかけて「為地下拾貳貫余入候て作立申候 目安²」、仮屋を造営し、五貫文をかけて上棟祝を行った。

④地下は、禰宜職の永代召し放ちを不便に思ったので、永徳庵に対して、上棟祝経費五貫文のうち三貫文の負担と交換に禰宜職の返還を提案したが、永徳庵は提案を拒否し上棟祝の経費は地下の計らいとしてほしいと言った。

⑤地下としても処置のしようがないため、永徳庵から、藤太夫より買得した際の禰宜職売券を取返し「売券之事も以公方様御意取返 目安¹」、それを当禰宜へ五貫文で売り、経費を

捻出し上棟祝を行った。

⑥その後しばらく永徳庵先師は存命していたが売券についてとやかく言うことはなかったため、讓状なども入れなかった「しはらく御存生候しか共、此理にて是非之御沙汰なく候間、讓状なども御入あるましく候 目安²」。老僧の身で禰宜職を失い気の毒であったので、地下としてその年に米を五斗、一期分として「あさまき一所」を渡した「乍去老僧之御事にて御入候間、不便^ニ存候て、其年米五斗まいらせ候、又あさまき一所御一期まいらせ候 目安²」。

⑦その後永徳庵老僧が死去し、見尊房という弟子が永徳庵を継承したが、地下は、先師の跡の永徳庵を維持できずにうち捨てて他所他郷へ行ってしまうながら、このような沙汰（訴訟）に及ぶ見尊房を非難し、山王社は地下にとって「一方ならぬ御宮」であると訴えている。

⑧以上のことについて、逸見殿・黒法師殿から地下に対して問状が出され、地下からは二度の目安を以て返答した。守護方が見尊房を召し寄せて直接事情を聞くことがあれば、地下としても説明する意向があることを述べ、地下として理非による判断を求めた「見尊房をめしよせられ候て、此子細を御尋もあるへく候、其時御百姓等も巨細可申上候、両方理非を被

表 山王禰宜職一件略年表

応永28年 (1421)	藤大夫が所持する山王禰宜職を永徳庵へ10貫文にて売却。
この間	山王の仮屋潰れ、地下出仕できず。
嘉吉3年 (1443)	地下、永徳庵に仮屋の造営催促をする。
年未詳	地下、代官へ相談し、永徳庵から禰宜職を召し放つ。
文安3年 (1446)頃	地下、3年かけ仮屋を造営、上棟。
年未詳	地下、永徳庵主に上棟祝の一部負担と交換に禰宜職の返還を提案、永徳庵拒否のため、禰宜職売券等を取り上げ当禰宜に売却、上棟祝経費を捻出。
年未詳	永徳庵主死去、弟子見尊房、跡を継承。
寛正 (1460～)頃	見尊房、百姓等を提訴、本銭10貫文の返済を要求。守護方・百姓間で二問二答あり。
	地下、東寺に申状をだす。

⑨ 披聞召候て、御成敗候は、畏入可申候 目安2」。守護方は地下に対し「見尊房に本銭一〇貫文を返済せよ」と言ってきたているが、地下としては、この仮屋造営には人々からの奉加もあったが米銭で二〇貫文以上の経費がかかっており、その経緯は二度の目安で説明してきたことで、支払う必

要はないと考えている「悉皆之人目米銭共ニ廿貫文に余候、何も注文記置申候、其外人々の奉加は、中く不及申上候目安2」。直接対決の機会も得られそうにないため、領主である東寺へ経緯を報告し、あわせて今後の処置について相談する申状を出した。

以上が、申状および目安から復原した一件の経緯である。この一件は、目安写しを付した申状が東寺の側に残されていることから、東寺側が受領したことは間違いないが、申状に対する直接的な返信や記録は管見の限り見当たらない。そこで次章では残された三通の文書を手がかりに、山王社禰宜職一件をめぐる守護、荘園領主東寺、地下の動向について検討する。

第三章 山王社をめぐる守護・東寺・地下

1. 守護・荘園領主東寺の動向

この一件は、半済下の荘園の地下の内部でおきた一〇貫文をめぐるいざこざであり、それほど大きな問題を孕んでいるようには考えにくい。しかしながら、実際には守護方の「逸見殿・黒法師殿」から直接地下に対して問状が来るという事態となっ

た。本節ではこのような事態になった経緯を考えたい。

まず、嘉吉三年に地下では永徳庵へ修理の催促をしたが聞き入れられないため、永徳庵から禰宜職を取り上げるといふ処置が取られた。この処置は「本所半済の御代官さまへ其子細を申上候へハ(目安1)」とあるように、本所方(東寺)と半済方(守護方)両方の代官へ地下がこの状況を訴え、その結果成された処置であった。その後、地下により上棟までこぎ着けた際に、上棟祝の一部負担と交換に禰宜職の返還を提案したが聞き入れられなかったため、永徳庵が所持していた藤大夫から禰宜職を買得た際の売券を取り上げたわけだが、それも「売券之事も以公方様御意取返(中略)何も為地下、私仕たる事にても候はず候(目安1)」とあるように、地下が勝手にやったことではなく「公方様」つまり守護方の指示によるものであると主張している。

このことについて井ヶ田はこの「以公方様御意(目安1)」は弁明にすぎないが、弁明をしなければならないほどの半済方の圧力の下にあっても、実際には売券を取り上げ別人に宛行うという自主的な活動を行っている地下の一体的な動きを評価する⁽²⁾。地下の主體的な動きについての評価は筆者も首肯するものであるが、加えて、守護方は、見尊房の訴え以前に、半済代官

を通じてこの禰宜職の召し放ち、売券の取り上げといった地下の動向を把握していたことが推察でき、売券を取り上げ別人に宛行おうという地下の主體的な動きそのものは守護方の是認することであったことにも注目したい。この訴訟の地下への最終的な要求は「口本錢を返候へ」(史料2⑨「二重傍線部」)の一点であったことから、この守護の要求は、地下の主體的な動きを前提としたものであったと言える。

この山王社禰宜職一件が守護方への訴訟となったのは、直接的には見尊房が守護方へ地下を訴えたことによると考えられるが、なぜ見尊房は守護に訴えるという行動に出たのだろうか。

目安2に「乍去老僧之御事にて御入候間、不便ニ存候て、其年米五斗まいらせ候、又あさまき一所御一期まいらせ候」とあり、地下は永徳庵主から禰宜職を取り上げながら、一方では不便であるということで一時的に米五斗と一期分の土地とを与えている。また地下が上棟祝経費五貫文のうち三貫文の負担と交換に禰宜職の返還を提案したが、永徳庵はそのような銭は払えない(目安2)と拒否している。これらのことから、永徳庵という寺庵がかなり逼塞しており、山王の山林を切り荒らして修理もしないのは、材木を売り払っていた可能性もある。そのため見尊房としてはそのような状況の永徳庵を継承することを忌避

し、放置したまま他郷へ行ってしまったと考えられよう。その一方で禰宜職売券を相続するのは自分の権利であるから、その売券を地下が取り上げたのであれば売券相当の一〇貫文を自分に支払う必要があるはずだ、というのが見尊房の主張とみられる。

見尊房が守護へ地下を訴えるにあたっては何らかの支証が必要であった。この件でも地下と見尊房は異なる主張を展開している。地下は、永徳庵老僧が上棟祝一部負担と禰宜職の交換を拒否したのち、「無子細売券支証等給候て、此外は一通もなく候由、被仰候（目安2）」とあるように、老僧は売券支証などを地下へ残らず渡し、その後亡くなるまであれこれ言うことがなかったため、地下への讓状等も特に無いのだ、と主張する。ところが見尊房はどうやらべつの「支証」をもって自らの権利を主張しているとみられる。これに対し地下は「其外支証等事一通もなく候由被仰候間、御出家之被仰候事は、真言と存候処、今になり候て、支証と被仰候事、いか、と存候、（目安2）」、つまり、支証を残らず地下へ渡したという話を本当だと思つていたのに今になって新たな「支証」を持ち出すとはどういうことだ、と反論している。

また、地下の言をみると「見尊房と申候弟子被居候へ共、結

句今は先師之跡をさへ被拘候へて、他所他郷へ被越候て、かやうの御沙汰を被申候、曲事候（史料2⑦）」などであり、見尊房は弟子として永徳庵をきちんと継承するのが当然であるのに、庵を放置して他所他郷へ行く、ましてや自分たちを提訴するという行動自体が「曲事」であり批判の対象であった。ここに山王社を守ろうとする意思と太良莊地下の体制維持の姿勢を見て取ることができる。そこから推察して、おそらく見尊房は地下と直接対峙しても自らの主張が通るはずもなく、禰宜職を取り放つ処置を了解している代官へも訴えることが出来ず守護方へ提訴という選択をしたのではないか。そして守護としては一〇貫文をめぐるこの見尊房の訴えを太良莊への関与の足がかりと捉えたであろうことも想定できよう。

一方、莊園領主である東寺はどのように動いたか。先に見たように、地下は永徳庵から禰宜職を取り上げる処置を東寺（本所方）の代官にも相談していたとしているが、それに対しての東寺の反応ははっきりとしない。ただ、守護方が一〇貫文を支払うように地下に言ってきた事に対し、地下は守護方へ上申した目安を添付した上で、「東寺御政所」宛てにどのように動くべきかを問う申状（史料2）を進上している。地下としてはその一〇貫文を支払う必要はないと考えており、その点で守護方

からの指示には従えないと判断したときに、地下は本所である東寺にたいして申状を認め、守護が絡むこの問題の解決をはかる回路として莊園領主を用い、領主が問題解決のために機能することを地下が期待していると思われることができる。

この申状に対する東寺の反応は管見の限り見あたらない。ただ、文安二年（一四四五）分の領家方・地頭方両方の年貢取用状に、山王に関わる記載があり関連する可能性がある。いずれも文安二年分の除分として、守護課役と並んで「參百卅四文山王勸進三分文内」（領家方算用状）、「百六十參文山王勸進三分文内」（地頭方算用状）と記載がある。この時期は嘉吉三年に永徳庵に修理催促をして断られ、その後地下が三年かけて造営をした頃にあたるであろう。この山王への五〇〇文奉加は、この問題への領主・東寺としての解決策とも考えられるが、そうだとすればもはや東寺が領主としての積極的な関与を志向しているとは考えにくい状況である。

2. 山王社と地下

ここで訴訟の論点となっている山王社についても一度考えてみたい。第一章で概観したとおり、室町期以前は十禅師、以後は山王と称されるこの宮は、天福・嘉禎に勧請され、建長六

年実檢取帳に六十歩の神田の存在が確認できる。そして「太良庄山王大権現宮縁由記」に、貞観二年、寛仁二年、文永元年、永享一〇年、慶長九年の宮再建が記される。このうち文永元年、永享一〇年、慶長九年、および永正一四年（一五一七）上葺葺替については棟札の写しが残されている。文永元年には、上妙法師が大願主となり古い社を改め「大社」を造営したといい、また永享一〇年の再建の際の大願主は道性律師であったとある。このうち禰宜職一件のさなかにあたる永享一〇年の棟札（写）をみたい。

史料3

大願主沙弥道性

（種子）太郎莊山王御宮永享中十年九月廿四日棟上

大工遠敷中村左近

右筆阿闍梨朝賢生年六十八歳

これによると、永享一〇年、地下が永徳庵に仮屋造営の催促をする五年前の九月二四日に、道性が大願主となり上棟が行われている。これはおそらく本殿の造営だと思われるが、ここで大願主となった道性は、応永三三年（一四二六）に山王の別当寺である小野寺に大願主として鰐口を寄進、翌応永三四年には莊内八幡宮造営の大願主ともなるなど、この時期、集中的に寺

社への奉加を行っており、正長二年（一四二九）の檢注⁸⁰では、時沢半名主職をもつ百姓であることも知られる。さらに山王社では、永正一四年の葺替え棟札に「一貫文右近権守」「一貫文平権守」など奉加を寄せる百姓名が記され、慶長九年の造立では棟札に「奉加帳書付在之」と記されて別途奉加帳が残されており、山王社では有力百姓が中心となった広汎な勧進奉加により造立が行われていることがわかる。このことから推して、永享の造営でも、有力百姓が願主となり勧進奉加により広く米銭が集められ造営が成されると推察される。この点、第一章で見た薬師堂などは、領主である東寺が「作治之興行」を成し遂げる「機量」があるものを別当に補任して造営を行っており、規模の違いだけではない、領主との関係、荘内における位置、機能の違いが明らかである。山王社は造営も管理も地下が主体で行ってきており、山王社が「惣百姓によって支えられた結集場」であったとの山本の主張も首肯できる。

そのような山王社の禰宜職とはどういうものなのであろうか。地下は、「買徳被召候上は、修理造営無沙汰あるましく候処ニ、無其儀候より候て（目安一）」と、禰宜職を得た永徳庵が修理造営を怠ったことを非難しているが、先にみたように永享一〇年には造営がなされ棟札が残されることから、この場合、

禰宜職に付帯する義務は本殿の造営ではなくあくまでも仮屋の修理修繕であった。そしてその修理を行うための山林も禰宜職に付随していた。ここから、山王社禰宜職の義務のひとつは仮屋など建物の日常的なメンテナンスを行うことであることがわかる。だからこそ、禰宜職を「計会より候て完候（目安一）」ということ自体は問題となっておらず、むしろ「造営なく候ハ、禰宜職を取放（目安一）」「さやうふさた候ハ、召放（史料2③）」と代官も述べるように、修理を怠り仮屋を使用できない事態に至らしめたことこそが、大きな問題であり、それが禰宜職の剥奪の要因であった。

このような禰宜職のありかたは一般的なのであろうか。そもそも禰宜とは神職の名称であり、一般的には神主の下位にあたる⁸¹。この禰宜について中世の在地社会でのあり方を追求した坂田聡は近江国奥嶋・今堀・丹波国山国荘の事例を検討し、村落住民でありながら神事を執行する立場の「村人神主」が中世後期に「禰宜」と呼ばれるようになり、多くの場合在地の古老百姓がその地位に就き、地域により専任の神主の補佐的役割である場合もあるが、いずれにしろ神事を執行する立場にあったとする⁸²。また山国荘の場合は一六世紀末には禰宜の地位が特定の家に代々世襲されるようになるという。

大良荘の場合には前章で見たように、藤大夫が禰宜職を売り渡す以前、十禪師(山王)禰宜職は時沢名主職を相伝する家と深い関係があったといえること、史料3でみた永享一〇年に上棟が行われた際の願主・道性も時沢名半名主であることから、時沢名主職相伝の家と山王社の深い結びつきは想定でき、坂田が指摘するような特定の家と禰宜職の結びつきが本来の姿であったことは推察できる。

禰宜職一件では、地下は仮屋が潰れて「地下の出仕止候(目安1)」ということを問題視しており、ここから山本も指摘するように地下の山王社への「出仕」が以前から行われていることがわかり、出仕ができないことは地下にとつて大きな問題であったことが知られる。ではこの壊れてしまった「仮屋」とは何か。語彙としては「仮に作った家」「まにあわせの家」であるが、祭祀のとき神輿を本社から移し仮に安置しておく建物の意もある。また民俗事例などでは祭祀にあたり忌籠りのための建屋を指すこともある⁽⁸⁸⁾。史料からは地下が出仕するための仮屋であることが看取されることから、おそらく山王社では地下を中心とした頭屋神事が行われ、仮屋はそのための忌み籠りもりの空間としても重要な建屋であったのではないか。

天文二〇年(一五五一)九月一四日に本所惣百姓中が給人山

縣氏に差し出した指出⁽⁸⁹⁾には、「一、山王御神事二月はつさる二如前上申候、同十一月はつさる二如前上申候」とある。これは前項の若宮に関する「若宮の御神事之時 きやう一はい半酒壹升上申候」を受けての記載であることから、本所惣百姓中は四月と十一月初申に、山縣氏に対して「きやう(饗か)を一はい半と酒一升」を上納するとしていることがわかる。戦国期に村むらから領主に対して祭の御供が献じられることは、藤木久志により越前敦賀の江良浦や越後色部の例などが紹介されている⁽⁹¹⁾。山王社が地下にとり大切な宮であったことを、ここからも知ることができる。なお山王社は近世には太良庄村の氏神とされている⁽⁹²⁾。

地下が「一方ならぬ御宮之事にて候(目安1)」と言うように、山王社は地下にとり大切な神事を行う場であるからこそ、禰宜による日常的な修理修繕が重要視されていたわけで、その役を果たせないのであればこれは「御宮を被持絶候科(目安2、傍点筆者)」であり、だからこそ「御代官様之任御成敗(目安2)」、永徳庵が禰宜職を剥奪されたことは地下としては当然のことであった。

そのため地下自らが造営するしかない地下が判断し、「為地下拾貳貫余入候て作立申候(目安1)」「三年之間作立申候(史

料2③」とあるように、三年間、一二貫文を費やし造営がなされ、五貫文かけて上棟祝もおこなった。その費用総額は「米銭共二十貫文に余候」とあり、捻出方法については明らかでないが、目安2に「其外人々の奉加は、中く不及申上候」とあることから、先に見た東寺からの奉加をはじめとする広汎な人々からの奉加分があったことが推察され、地下が守るべき「一方ならぬ」山王社の位置づけを看取することができる。

おわりに

以上、三章にわたり室町期の東寺領若狭国太良莊における山王社禰宜職に関する史料を検討してきた。

この一件は、守護一色氏の時期に事が起こり、守護が武田氏へと移行するなかで、莊園地下内部の採め事に守護方が関与することになったものである。その守護の宗教政策に関する先行研究を確認すると、一四世紀半ば以降における一色氏の寺社政策には一宮・二宮など国衙祈禱にかかわる寺社への対応が中心であるとされているが、その後武田氏支配下においては、一色時代の枠組みを利用しつつ祈願所を設定するなど、新たな寺社秩序の創出を試みたといわれている⁹³。また文安元年（一四四四）七月に武田氏は、若狭国内の寺社本所領の代官職の知行を幕府

に願って許可されたが、東寺が管領畠山持国に口入を要請するなど奔走して得た將軍家御教書により、太良莊の東寺の知行は安堵され当面はその埒外に立ち得たとされる⁹⁴。つまりこの時期の全体的な状況としては、守護方の寺社を通じての支配強化が推し進められたと考えられる。しかしながら、本件でみる守護の莊園地下への関与の仕方は強権的なものではなく、訴訟があった場合には定型に沿った書面審理での関与であり、加えて、守護がこの訴訟の対象として「地下」という存在を前提としていることも重要な点である。

一方、この一件からみえる莊園という存在についてはどうであろうか。薬師堂や太良宮の別当職や供僧職は東寺からの補任状が発給されているが、山王禰宜職についての補任状は管見の限り見当たらず、先に見たように暦応四年（一三四一）頃には十禅師宮禰宜として時末（藤大夫）、建武二年（一三三五）に藤二郎が確認できることから、名主職とともに特定の家筋に相伝されてきたと考えられる。また山王社は建長六年の太良莊実検取帳に一段六〇歩の神田が認められたことが見え、その後も正長二年（一四二九）以降には毎年除分として五斗の神事酒が認められている⁹⁵。これらのことから山王社は太良莊という莊園の枠組みと不可分であることは言を俟たない。

この莊園制のなかで認められた宗教的な職には免田やさまざまな得分が付随しており、網野は「現地の寺や堂の別当職になることは、その免田を自由にできるといっただけでなく、堂に入るべき得分・米・銭を金融面（出挙・利銭）に動かして、その利をわがものになしえた」と指摘しており、第一章で見た石見坊覚秀の別当職への執着もこのような点に起因するものとみられる。免田からの収入に加え、堂社修造にあたっての勸進活動には大きな収入があることが知られており、網野の指摘に首肯できる。加えて、薬師堂では別当職の補任にあたり堂の修造が条件となっており、別当職と堂社修造の請負は一種の契約関係となつていことが看取される。つまりある意味での権利義務関係を想定しながら莊園制の中に宗教的な職が位置づけられているといえる。

一方山王社の場合は、その造営は地下の有力百姓が願主となり勸進奉加によりなされ、メンテナンスは禰宜職に付随するものであり、その禰宜職は本来名主職とともに特定の百姓の家に重代相伝されるものであった。その禰宜職が、応永期に相伝の家から切り離されて売買対象となつたため、社殿の維持管理体制が破綻するという事態となつたのがこの一件の背景である。地下も目安2で「為地下作立申候て、及廿ヶ年御修理、于今無

退転候、肝要と存候」と、禰宜職召し上げのあと地下が仮屋を立てて二〇年余り修理をしながら問題なく経過していることを自ら評価し、莊園制的な職に頼らず地下による維持管理が有効であることを述べている。

ここには、勸進奉加により山王社殿を造営し、仮屋造営にかかる二〇貫文あまりの諸費用を負担し継続的な維持を行い得る実力をもつ、山王社を紐帯とする地下という集団を見いだすことができる。地下は、本所・半済の両代官と交渉しながら禰宜職の召し放ちを實行する一方で、召し放たれた老僧の生存への扶助を行い、守護方の問状へは目安を認めて反論するなど、事実上、地域の主体であった。この地下という集団は突然発生したわけではなく、おそらく鎌倉期から山王社を中心とした地域的まとまりがあつたものと思われ、室町期になり重代相伝の職の破綻や守護の存在などによる矛盾により、莊園の地下でおきた一件があらわとなり、その実態を垣間見ることができた。このような地下という集団が経済的な実力を有するに至るには、免田や寄進地、あるいは奉加などによる収益があり、おそらくそれら神物を出挙などで運用していたものと思われるが、本件については推測の域をはず、いずれも今後の課題としたい。

注

- (1) 河音能平「中世社会成立期の農民問題」(初出一九六四年、『中世封建制成立史論』東京大学出版会、一九七一年、同「王土思想と神仏習合」(初出一九七六年、『中世封建社会の首都と農村』東京大学出版会、一九八四年)。
- (2) 刈米一志『荘園社会における宗教構造』校倉書房、二〇〇四年。
- (3) 榎原雅治『日本中世地域社会の構造』(校倉書房、二〇〇〇年)。
- (4) 坂本亮太「一三〇―一五世紀における在地寺社と村落」(『歴史学研究』八八五、二〇一一年)。
- (5) 窪田「中世在地社会の共有財と寺社」(同成社、二〇一九年)。
- (6) 網野善彦『中世荘園の様相』(塙書房、一九六六年)、同『中世東寺と東寺領荘園』(東京大学出版会、一九七八年)、『小浜市史』(通史編上巻)(小浜市史編纂委員会、一九九二年)、林文理「太良荘」(『講座日本荘園史』6 吉川弘文館、一九九三年)、山本隆志『荘園成の展開と地域社会』(刀水書房、一九九四年)、『福井県史通史編2 中世』(福井県、一九九四年)、国史大辞典「太良荘」の項「日本歴史地名体系 福井県」「太良荘」の項などを参考とした。
- (7) 現在無住で宗派に属さない。鳴滝と太良の高鳥五家で守っている(林前掲註6「太良荘」)。
- (8) 大法師凱雲等解案(ア函七(五))『若狭国太良荘史料集成第一巻』五(五)。以下『若狭国太良荘史料集成』は『集成』と略記する。
- (9) 雲巖讓状案(ア函六『集成第一巻』四)。
- (10) 太良荘雑掌申状案(ホ函五『集成第一巻』二一九)。
- (11) 網野前掲註6『中世荘園の様相』。
- (12) 太良荘雑掌申状案(ホ函五『集成第一巻』二一九)。
- (13) 大法師凱雲等解案(ア函七(五))『集成第一巻』五)。
- (14) 太良荘雑掌申状案(ホ函五『集成第一巻』二一九)。
- (15) 大法師凱雲等解案(ア函七(五))『集成第一巻』五(五)。
- (16) 太良荘預所得分注文案(ヤ函一〇(四五))『集成第二巻』二一〇(三九)。
- (17) 年未詳であるが『集成』では文永・正安四年と比定する。
- (18) 太良保御堂別当職宛行状案(ヤ函一七(一))『集成第二巻』三三四(一)。
- (19) 網野前掲註6『中世荘園の様相』、『小浜市史』(通史編上巻)。
- (20) 若狭太良荘時沢名主実田陳状并具書案(大日本古文书 家わけ第十東寺文書之一)は一三四。以下『大日本古文书 家わけ第十東寺文書』引用の際には『大日古 東寺文書』と略記する。
- (21) 太良荘年々貢運上次第(は函四〇『集成第二巻』二二〇)。
- (22) 若狭太良荘時沢名本名主国広代行信重申状(大日古 東寺文書一)は一一四。
- (23) 太良保時沢半名宛行状案(し函四二(三))『集成第四巻』七九(三)。
- (24) 網野前掲註6『中世荘園の様相』第二章第三節、小浜市史通史編第二章第三節。
- (25) まこ三郎等連署去文案(ユ函三二(二))『鎌倉遺文』二七八九五。
- (26) 若狭太良保名主職充行状案(ユ函三二(三))『鎌倉遺文』三三三七(一)。
- (27) 太良保御堂別当職宛行状案(ヤ函一七(二))『集成第二巻』三三四(二)。
- (28) 若狭国太良庄内御堂別当僧覚秀申状(ユ函三二)。
- (29) 若狭国太良庄内御堂別当職并供僧職補任状案(ハ函八)。
- (30) 若狭国太良庄内御堂別当職・供僧職請人請文(ツ函四三)。
- (31) 法眼覚秀若狭国太良庄内御堂別当職・供僧職讓状案(し函三七『集成第四巻』四)。
- (32) 太良荘宮称宣職等補任状案(ハ函一七二『集成第五巻』一〇九)。
- (33) 某書状(ツ函二八二『集成第五巻』六八)、太良荘代官乾嘉申状(ハ函一五六『集成第五巻』七〇)。
- (34) 小字丹生森にある。延喜式神名帳の遠敷郡丹生神社に比定される(林前掲註6「太良荘」)。

- (34) 延宝三年(一六七五)、小浜藩寺社改の際に領内の寺庵、社堂から徴された由緒書をまとめた(『福井県史通史編3 返世一』福井県、一九九四年)『若州管内社寺由緒記』に「ノ宮、上下宮勸請時代不知、併太良庄最初の宮たるに依一ノ宮と号すと村の老人申伝候」とある(『粟谷意勇・山口久三編』『若狭管内社寺由緒記上下・同寺社什物記全』、若狭地方文化財保護委員会、一九五八年)。
- (35) 太良庄実検取帳(『集成第一巻』四四)、太良庄実検取帳目録案(同四四)。山本「荘園の地下知行―檢注と勸農―」(前掲註6、第二章第三節)。
- (36) 太良庄本所方惣百姓指出案(高鳥甚兵衛家文書一七『福井県史資料編9』福井県、一九九〇年)。
- (37) 坊は一字のみで無住、嘉永元年に本堂、仁王門修復勸進が行われた(林前掲註6「太良庄」、日本歴史地名体系 福井県)。
- (38) 小浜藩士牧田忠左衛門近俊が元禄六年頃に著した地誌。国郡・山川・古跡・神社・寺院・墳墓・貢進・古器・土産・人品・雜記から構成されている。全一〇巻。(『福井県史通史編第三巻』)。
- (39) 小野寺住持覚雄同寺由緒御尋、付返答書案(小野寺文書六『小浜市史社寺文書編』小浜市史編纂委員会、一九八六年)。
- (40) 太良庄本所領家・地頭両方国下行銭注文(八函一四二『集成第五巻』二二)。
- (41) 太良庄領家方年貢等算用状(八函一九五『集成第五巻』一七七)。なお地頭方からも奉加分があったとみられるが前欠のため詳細不明(ツ函一二三『集成第五巻』一七八)。
- (42) 太良庄御影堂別当補任状(長英寺文書『集成第五巻』一六一)。
- (43) 小野寺東寺修造料足奉加人数注文状(又函二八四『集成第五巻』三〇二)、若狭国東寺修造料足奉加銭注文(又函一八五 同三〇八)。
- (44) 康安二年太良庄地頭方評定引付(夕函一三)。
- (45) 現在は日枝(吉)神社と呼ばれる。近世には太良村の氏神、近代には村社となる。明治からは一二名の宮世話によって維持される(林前掲註6「太良庄」、日本歴史地名体系 福井県)。
- (46) 太良庄山王宮縁起(小野寺文書三『小浜市史 社寺文書編』小浜市史編纂委員会、一九八六年)。恭念法師の跋文によれば、本縁起は傷んでいた所蔵の文書が消滅するのを恭念が跋文を集めて一巻にしたという。本縁起に記された恭念による御宮再建記事が寛文一三年とあることから、本縁起の成立は一七世紀後半とみられる。
- (47) 前掲註38。
- (48) 山本「荘園公領制下の村落と地域社会」(前掲註6、第四章)。
- (49) 日枝神社(太良庄)棟札(『小浜市史金石文編』小浜市史編纂委員会、一九七四年)。
- (50) 林前掲註6「太良庄」。『若州管内社寺由緒記』については前掲註(34)。
- (51) 太良庄本所方惣百姓指出案(前掲註36、高鳥甚兵衛家文書一七)。
- (52) 井ヶ田良治「庄園制の崩壊過程―室町時代の東寺領太良庄―」(『同志社法學』巻九第五号、一九五八年)、同「半済下の庄民生活―若狭国遠敷郡太良庄―」(『史林』四二号、一九五九年)。
- (53) 山本「荘園公領制下の村落と地域社会」(前掲註6、第四章)。
- (54) 若狭太良庄百姓申状(二函三三九 京都府立総合資料館編『東寺百合文書7』思文閣出版、二〇〇九年)。
- (55) 若狭太良庄時沢名主職相伝系図(大日古 東寺文書一)は二二九。
- (56) 若狭太良庄住人時貞越訴状并具書案(大日古 東寺文書一)は二三〇。
- (57) 若狭太良庄百姓等申状并起請文(大日古 東寺文書一)は一六六。
- (58) 十禅神禰宜藤二郎は十禅神神田一段を丹後入道に沽却している。網野前掲註6「中世荘園の様相」第二章第四節。
- (59) 藤大夫田地売券(康正二年 高鳥甚兵衛家文書八『福井県史資料編9』福井県、一九九〇年)。

- (60) 太良荘地頭方田数并百姓名寄帳(と函九二『集成第五卷』九一)。
- (61) 網野前掲註6『中世荘園の様相』第三章第一節、『小浜市史 通史編 上巻』(前掲註6)。
- (62) 網野前掲註6『中世荘園の様相』第三章第二節。
- (63) 黒崎文夫「若狭武田氏の消長」(初出一九七六年、『若狭武田氏』戎光祥出版、二〇一六年)。
- (64) 『福井県史通史編』第四章第三節。
- (65) 『福井県史通史編』第三章第二節。
- (66) 若狭国守護武田信賢奉行人連署奉書(寛正四年一月三日(東百八函三三(一))。
- (67) 黒崎前掲註63「若狭武田氏の消長」。
- (68) 若狭国太良庄百姓等目安案(八函三八三 京都府立総合資料館編『東寺百合文書六』思文閣出版、二〇〇八年)。端裏書に「一番之目安」と記されている。
- (69) 若狭国太良庄百姓等目安案(八函三八四 京都府立総合資料館編『東寺百合文書六』思文閣出版、二〇〇八年)。端裏書に「一番之目安」と記されている。
- (70) 東寺百合文書WEB (<http://hyakugo.net/kyoto/ajp>) および連携している東大史料編纂所ユニオンカタログを確認すると、申状は縦二七〇ミリ横四五三ミリの縦紙で、封紙(展開した大きき四五一ミリ×二六四ミリ)が付属している。この封紙の写真を観察すると、封紙上書の文字配置や折り目の汚れなどから、中に文書を入れ差し出す状態に封を折りたたんだ場合のおよその縦寸法が二八cm内外と推定できる。この寸法は、申状(縦寸法二七〇ミリ)、目安写一(同二三七ミリ)、目安写二(同二三八ミリ)よりも一回り大きく、この封紙に三点が包まれていた蓋然性が高い。
- (71) 井ヶ田前掲註52。
- (72) 太良荘領家方年貢等散用状(八函二二〇『集成第五卷』二五六)。
- (73) 太良荘地頭方年貢等散用状(八函二二九『集成第五卷』二五七)。後醍醐天皇は東寺に二五口の不動堂不斷護摩供僧を設け太良荘地頭職を供料として寄進している(「はじめ」参照)。
- (74) 松浦によれば、太良荘本所方においては貞治元年(一三六二)以来、守護役をはじめとする諸負担は領家方三分二、地頭方三分一の比率で配分しているという(松浦「若狭太良荘における守護役と算用状」福井県文書館研究紀要一三、二〇一六)。
- (75) 山本「荘園公領制下の村落と地域社会」(前掲註6、第四章)。
- (76) 日枝社棟札写(高島甚兵衛家文書二一『福井県史資料編9』)。
- (77) なお「右筆阿闍梨朝賢」は永享三年頃に公文を罷免された朝賢であったといわれている(網野『中世荘園の様相』第三章第一節)。
- (78) 小野寺鰐口(小野寺所蔵)『小浜市史金石文編』一九七四年、小浜市史編纂委員会)。
- (79) 日枝神社棟札(日枝神社所蔵)『小浜市史金石文編』一九七四年、小浜市史編纂委員会)。
- (80) 太良荘領家方田地并百姓名寄帳(ア函一七九『集成第五卷』九〇)。道性は正長二年の「地下のさくらん」では張行の本人のひとりとして(網野『中世荘園の様相』第三章第一節、小浜市史通史編第二章第五節)、福井県史通史編2中世第三章第四節)。
- (81) 太良庄山王十禅師社造営奉加帳(岡村源二文書一『小浜市史諸家文書編4』小浜市史編纂委員会、一九八七年)。
- (82) 山本前掲註48。
- (83) 日本国語大辞典「禰宜」の項。
- (84) 坂田聡「村社会と「村人神主」」(初出一九九九年、『家と村社会の成立—中近世移行期論の射程—』高志書院、二〇一一年)。
- (86) 山本前掲註48。

- (87) 『建築大辞典』(彰国社、一九七八年)「仮屋」の項。『日本国語大辞典』「仮屋」の項。
- (88) 森隆男「諏訪社の祭祀と仮屋」(『近畿民俗』一五四、一九九九年)、同「仮屋からみた春日若宮祭」(『関西大学博物館紀要』第四号、一九九八年)など。
- (89) 太良荘本所方惣百姓指出案(高島甚兵衛文書一七『福井県史資料編9』)。なお本史料については『福井県史通史編』『小浜市史通史編』、および松浦義則「戦国期北陸地域における指出について」(同『戦国期越前の領国支配』戎光祥出版、二〇一七年)などが言及している。
- (90) 猿は山王の使者であるという俗信から一般的に山王社(日吉社)では初申に祭祀が行われた。なお慶長二年(一五九七)に記された「太良庄山王十禅師田島帳」(太良庄山王十禅師社田島帳(高島長太夫文書一『小浜市史諸家文書編四』)の冒頭には、山王の神事として正月元旦、二月上臈会、三月三日小節供、四月御祭、五月五日小節供、七月七日小節供、八朔(神酒)、九月九日小節供、「霜月ノアカラカシハ」が書き上げられており、四月と九月に引き続き祭祀が行われていることがわかる。
- (91) 藤木久志「在地領主の勸農と民俗」(初出一九七六年、『戦国の作法』平凡社、一九八七年)、同「村の公事」(初出一九九〇年、『村と領主の戦国世界』東京大学出版会、一九九七年)。
- (92) 太良庄村社寺地坪・軒数之覚(高島甚兵衛文書三一『小浜市史諸家文書編四』)。
- (93) 湯峯愛「中世後期の地域社会における地方寺社の存在形態…若狭国遠敷郡を事例に」(『市大日本史』二〇一二年)。
- (94) 林文理「戦国期若狭武田氏と寺社―とくに顕密寺社を中心に―」(有光有学編『戦国期権力と地域社会』吉川弘文館、一九八六年)。
- (95) 『福井県史通史編』第三章第三節、『小浜市史通史編』第二章第五節。
- (96) 太良荘地頭方田数并百姓名寄帳(と函九二『集成第五卷』九二)。永享元年以降の太良荘地頭方年貢散用状で確認できる。
- (97) 網野『中世荘園の様相』第二章第三節。
- (98) 窪田「寺社造営にみる在地財の機能」(前掲註(5)所収)。